

生活保護制度の見直しのお知らせ

<生活保護制度とは？>

資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮するかたに対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

<保護基準の見直しとは？>

生活保護の基準は、一般低所得世帯の消費実態などを参考にして、バランスの取れた水準にする必要があるため、5年に1度見直しを行うことにしています。

今年度は、その見直しにより最低限度の生活を保障しつつ国民の皆様がこの制度への理解と信頼を得られるよう、必要な①保護基準の適正化を行うほか、自立を促すための②就労支援にも力を入れることになりました。

なお、生活保護の基準見直しは、生活保護を受けている方の生活水準が急激に変化しないように、3年（3回）にわけて段階的に行う予定です。平成25年度は、8月分から実施します。また同時に、③期末一時扶助や④勤労控除についても見直しをすることになりました。

内容についてわからないこと、不明なことがありましたら 地区担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。

① 保護基準の適正化

近年、物価の下がる傾向が続いていましたが、生活保護基準は据え置かれてきました。この度、一般低所得世帯の消費実態と生活保護基準を比べたところ差が出たことから、今後3年間で段階的に生活保護基準の引き下げを行い、この差を解消することになりました。

減額となる生活保護費については、担当者に確認してください。

② 就労支援

生活保護制度では、働くことができる方は、その能力を活用して働くことで自立を目指すことが求められています。この度、働いて収入を得ることで、早期に安定的な生活ができるようになると考えられる方に対して、福祉事務所が以下のような支援を行うことになりました。

(就労支援の内容)

福祉事務所での面接で就労に係る希望を整理し「自立活動確認書」を作成⇒「自立活動確認書」に基づき、求職活動期間・内容を決めて活動し、福祉事務所に報告⇒平成 25 年 8 月 1 日から、この活動に積極的に取り組んでいる方には月額 5 千円(原則 6 ヶ月間)の「就労活動促進費」を支給します(一定条件あり)。

※ 手続き詳細その他につきましては、担当者にお尋ねください。

③ 期末一時扶助

年末年始(12月31日から1月1日)にかけて生活保護を受給している場合には、年越しのお金として期末一時扶助が支給されていますが、今年の年末年始分からの支給額が変更となります。

(旧)	1人毎に 14,180円	(2人世帯 28,360円	3人世帯 42,540円	4人世帯 56,720円)
(今後)	1人世帯 13,500円/世帯	2人世帯 22,010円/世帯	3人世帯 22,680円/世帯	4人世帯 25,520円/世帯
	5人世帯 26,600円/世帯	6人世帯 30,240円/世帯	7人世帯 32,130円/世帯	8人世帯 34,020円/世帯
	9人世帯 35,640円/世帯			

④ 勤労控除

保護を受給しながら働いている場合、働いて得た収入の一部を収入として認定せずに手元に残るようにする勤労控除という制度がありますが、就労意欲をより高めるため勤労控除のうち毎月適用される基礎控除額を引き上げることとなりました。

(なお、特別控除は廃止となります。)



東村山市役所 生活福祉課

人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山

〒189-8501 東村山市本町1-2-3 TEL 042(393)5111(代)